

第6章 製造業

この章は、経済産業省が毎年6月1日現在で実施する「工業統計調査」及び総務省統計局が5年ごとに実施する「経済センサスー活動調査」における製造業事業所、従業者、製造品出荷額などに関する集計結果で構成されています。

【用語の解説】

工業統計調査

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的として、製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を対象に調査を実施している。明治42年に調査を開始し、大正9年以降、毎年継続して調査を実施してきた。

「公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)」における経済統計の体系的整備に関する要請に基づき、経済構造実態調査に包摂され、令和2年調査をもって廃止となった。

製造業

製造業とは、下記の1、2の両方の条件を備えている事業所をいう。

- 1 主として新製品の製造加工を行う事業所。（完成品に限らず、部分品も含む。）
- 2 製造加工した新製品を主として卸売する事業所。

この調査でいう「卸売」とは次の業務をいう。

- 1 卸売業者または小売業者に販売すること。
- 2 産業用使用者（工場、鉱業所、建設業者、法人組織の農林水産者、各種会社、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量または多額に製品を販売すること。
- 3 業務用に主として使用される商品を販売すること。
事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）をいう。
- 4 同じ企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。

事業所（製造業事業所）

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような1区画を占めて、主として製造または加工を行っている場所をいう。

従業者

6月1日現在の個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、工業統計でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

常用労働者

以下のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

- ア 期間を決めず、または1か月を超える期間を決めて雇われている者
- イ 日々または1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- オ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向・派遣している者を除く。
 - b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称と呼ばれている者をいう。
 - c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

現金給与総額

1年間（1～12月）に常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

原材料使用額等

1年間（1～12月）における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

製造品出荷額等

1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

製造品出荷額

その事業所の所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を当該事業所から出荷した場合の工場出荷価額による。また、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものなども含む。

加工賃収入額

当該年に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取ったまたは受け取るべき加工賃をいう。

その他の収入額

冷蔵保管量、自家発電の余剰電力の販売収入額をいう。

なお、平成 25 年調査以前は、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入をいい、修理料収入、製造小売収入、転売収入、サービス業収入等をいう。

付加価値額（粗付加価値額）

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことをいう。

なお、工業統計調査における付加価値額の算式は、以下のとおりである。

（算式）

1 従業者 30 人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{消費税を除く内国消費税額} (*1) + \text{推計消費税額} (*2)) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

2 従業者 29 人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

*1：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額
または納付すべき税額の合計

*2：推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

産業分類

「工業統計調査用産業分類」（日本標準産業分類改訂（平成 19 年 11 月 6 日総務省告示第 618 号）に伴う改訂）に掲げる産業分類別に表章している。

事業所の産業分類格付けは 1 事業所が 2 つ以上の製造品を製造している場合、原則として過去 1 年間の製造品出荷額のうち最も多い品目によって決定している。例えば、一般機械と輸送用機械を製造している事業所で、1 年間の製造品出荷額等のうち一般機械の出荷額等のウエイトが高ければ、その事業所の事業者数、出荷額等はすべて一般機械として集計される。